

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 5 日

一般社団法人日本旅行業協会会長 様

大阪労働局労働基準部監督課長

バス運転者の働き方改革の実現に向けた周知の実施について（周知依頼）

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 4 月から、バス運転者にも時間外労働の上限規制及び令和 4 年 12 月 23 日に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）が適用されています。

バス運転者の長時間労働の是正など労働環境の改善に向けて、厚生労働省では、国土交通省と連携しながら、適切なダイヤ・行程による発注へのご協力を呼びかけており、今後も啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（バス編）」により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴協会におかれましても御了知いただくとともに、傘下会員企業等に対して別添リーフレットを周知し、下記の内容への御理解と御協力を呼びかけていただきますようお願いいたします。

記

バス運転者が、改善基準告示に定められた拘束時間や休息期間、運転時間、連続運転時間の範囲内で業務を行い、バス事業者が上限規制を遵守することができるよう、貸切バスの発注を担当される方に改善基準告示を周知し、行程について貸切バス事業者とよく話し合うようにしてください。

大阪労働局労働基準部監督課
大阪市中央区大手前 4 - 1 - 67
電話 06 - 6949 - 6490
担当 太田

大阪労働局から旅行業者の皆様へのお知らせ



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

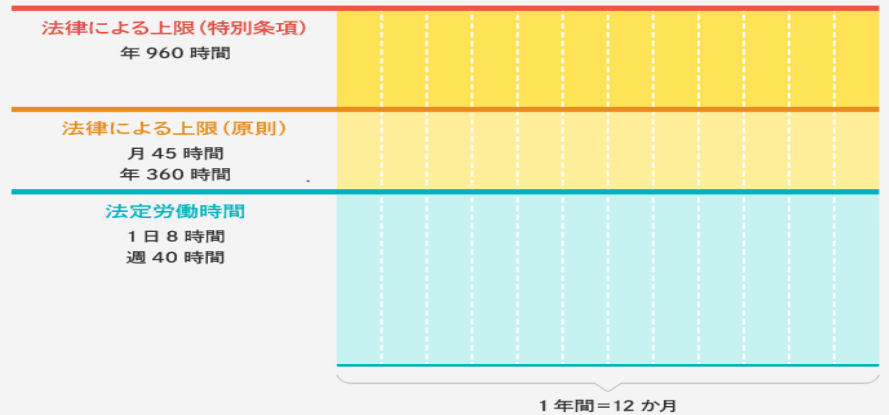
昨年4月から、バス運転士の労働時間などのルールが改正されています。
バス事業者への仕事の発注内容がこのルールにのっとった内容になっているか確認いただき、必要に応じて見直しをお願いします。

バス運転士の年間労働時間は、他産業と比較して長い状況にありました。そのため、過労死や長時間労働による健康障害を防止するため、下記のルールが適用されています。

労働基準法の改正

時間外労働時間は

- 原則月45時間以内、年360時間以内
- 臨時的にこれを超える必要がある場合でも、年960時間以内とする必要があります。



改善基準告示の改正

バス運転士には、労働時間と休憩時間とを合わせた拘束時間（原則1日13時間以内など）、勤務間のインターバルである休息期間（継続9時間）、運転時間（2日平均1日9時間以内）、連続運転時間（4時間以内）などのルールが適用されています。

1年の拘束時間

改正前(年換算)

原則: **3,380**時間
最大: **3,484**時間

改正後

原則: **3,300**時間
最大: **3,400**時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: **281**時間
最大: **309**時間

改正後

原則: **281**時間
最大: **294**時間

1日の休息期間

改正前

継続**8**時間

改正後

継続**11**時間を
基本とし、継続**9**時間

厚生労働省特設サイト「はたらきかたススめ」に分かりやすい動画やパンフレットを掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

はたらきかたススめ

検索



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 大阪労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

